

鳥取労働局第13次労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために



平成30年4月
鳥取労働局

《 目 次 》

はじめに	1
1 計画のねらい	1
（１）計画が目指す社会	1
（２）計画期間	2
（３）計画の目標	2
（４）計画の評価と見直し	2
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	3
（１）死亡災害の発生状況と対策の方向性	3
（２）死傷災害の発生状況と対策の方向性	4
ア 9次防期間（H10～14年）と12次防期間（H25～29年）との比較	4
イ 12次防期間における死傷災害の留意点	4
（ア）地域的問題点	5
（イ）第三次産業の特徴	6
（ウ）転倒災害及び熱中症対策	6
（３）労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性	8
（４）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	9
（５）疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性	9
3 計画の重点事項	9
（１）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	
（２）過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進	
（３）就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	
（４）事業場、企業及び業界単位での自主的な安全衛生の取組の強化	
（５）化学物質等による健康障害の防止対策の推進	
（６）疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進	
（７）県民全体の安全意識・健康意識の高揚	
4 重点施策ごとの具体的取組	10
（１）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	
ア 業種別・災害種別の重点対策の実施	10
（ア）建設業における墜落・転落災害等の防止	10
（イ）製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	10
（ウ）林業における伐木作業中の災害等の防止	10
（２）過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進	11
ア 労働者の健康確保対策の強化	11
（ア）企業における健康確保措置の推進	11
（イ）産業医・産業保健機能の強化	11
イ 過重労働による健康障害防止対策の推進	11
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	12
（ア）メンタルヘルス不調の予防	12
（イ）パワーハラスメント対策の推進	12
エ 雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進	12

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	12
ア 災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応	12
(ア) 第三次産業対策	12
(イ) 陸上貨物運送事業対策	13
(ウ) 転倒災害の防止	13
(エ) 地域的な特徴に対する対策	13
(オ) 熱中症の予防	14
(カ) 腰痛の予防	14
(キ) 交通労働災害対策	14
イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者である労働者の労働災害の防止	14
(ア) 高年齢労働者対策	14
(イ) 非正規労働者対策	14
(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策	14
(4) 事業場、企業及び業界単位での自主的な安全衛生の取組の強化	15
ア 企業単位等での安全衛生管理体制の推進	15
イ 事業場及び企業の自主的な取組の推進	15
ウ 業界団体等との連携の強化	15
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	15
ア 化学物質による健康障害防止対策	15
(ア) 化学物質の危険有害性情報伝達のためのラベル表示及び SDS 交付の徹底	15
(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善	16
(ウ) 安全衛生教育の実施	16
イ 石綿による健康障害防止対策	16
(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止	16
(イ) 労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存	16
ウ 受動喫煙防止対策	16
エ 粉じん障害防止対策	16
(6) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進	17
企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	17
(7) 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施	17
資料編	18

鳥取労働局第 13 次労働災害防止推進計画

はじめに

鳥取労働局は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、昭和 33 年に労働災害防止推進計画を策定した後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまでに 12 次にわたり策定してきた。

この間、労働災害は確実に減少してきたが、平成 21 年以降、減少が止まり、増減を繰り返しつつも横ばい傾向となっており、平成 29 年の休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）は年間 500 人を超えた。業種別では、製造業と建設業で高い割合を占める状況に変化は認められないが、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業の全産業に占める割合が年々高くなってきている。

こうした中、労働者の健康確保については、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の有所見率は増加傾向にあり、平成 28 年以降の有所見率は 50%を超えている。

また、近年、長時間労働を原因とする過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、国が行う過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要不可欠になっているほか、治療と仕事の両立等への取組を推進することも求められている。

このような状況の下、労働災害を少しでも減らし、安心して働くことができる職場の実現に向け、平成 30 年度を初年度として、5 年間にわたり国が取り組む事項を定めた「第 13 次労働災害防止計画」を踏まえて、鳥取労働局が事業者、労働者等の関係者とともに目指す目標や、重点的に取り組むべき事項を定めた「鳥取労働局第 13 次労働災害防止推進計画」をここに策定する。

1 計画のねらい

（1）計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

さらに、少子高齢化による労働力人口の減少が進み、人手不足感が強まっている中、第三次産業の就業割合が増加しており就業構造の変化等に対応した、高齢者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害を抱えた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

（２）計画期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

（３）計画の目標

鳥取労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

ア 死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、計画期間中の死亡者数を 12 次防期間中と比較して 15%以上減少させ、13 人以下とする。

イ 死傷災害については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2022 年までに死傷者数を 2017 年と比較して 5 %以上減少させ、481 人以下とする。

ウ 重点とする業種及びその目標は以下のとおりとする。

a 建設業

死亡災害が最も多く発生している業種であることから、計画期間中の死亡者数を 12 次防期間中と比較して 15%以上減少させ、5 人以下とする。

b 製造業、林業

死亡災害など重篤な災害につながりやすい災害が発生しているこれらの業種については、2022 年までに死傷者数を 2017 年と比較して 5 %以上減少させ、製造業で 90 人以下、林業で 15 人以下とする。

c 陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設

死傷災害が増加傾向にある又は減少がみられないこれらの業種については、2022 年までに死傷者数を 2017 年より減少させる。

エ 上記以外の目標については、以下のとおりとする。

a 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先のある労働者の割合を 70%以上（51%：2017 年）とする。

b ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数 50 人以上事業場の割合を 80%以上（56%：2017 年）とする。

c 計画期間中の職場での熱中症による死傷者数を 12 次防期間中より減少させる。

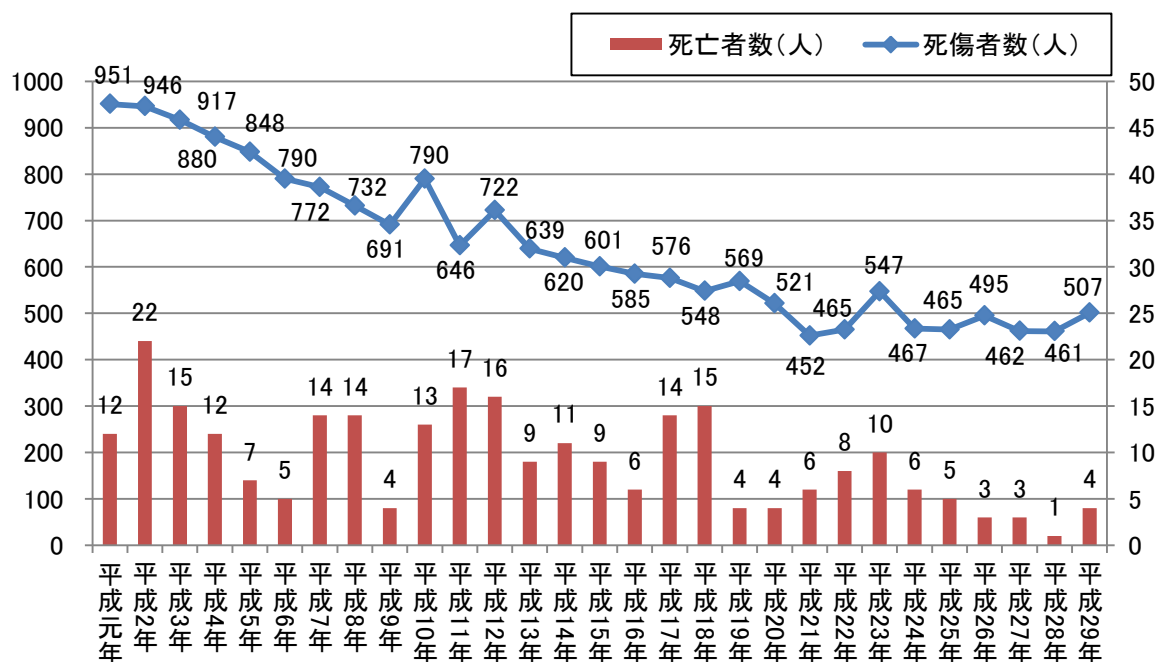
（４）計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年度、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会・経済情勢の変化も含めて分析を行う。また、今後の労働災害の動向により、災害の発生要因を分析し、的確な労働災害防止施策の実施に取り組む。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

【図1及び表1】 鳥取県の死傷者数の推移(平成元年～平成29年)



	8次防	9次防	10次防	11次防	12次防
死傷者数	3833	3417	2879	2452	2390
死亡者数	44	66	48	34	16

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

鳥取県内における死亡災害は、昭和34年には年間45人もの尊い命が失われていたが、近年は年間5人未満と大きく減少している。

しかしながら、平成10年以降の20年間の死亡災害の発生状況を、労働災害防止計画の5年ごとに対比すると、重点業種として取り組んできた製造業では、12次防期間の死亡災害は減少してきているものの、各期間で死亡災害が発生し、災害の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」の割合が高くなっている。

同じく重点業種として取り組んできた建設業では、12次防期間の死亡者数は7人と9次防期間の2割まで減少しているものの、全産業に占める割合は4割を超えており、災害の型別では、墜落・転落災害の占める割合が最も高い。

林業については、12 次防期間の死亡者数が全産業の約 2 割を占め、9 次防期間と比較すると重点業種の中で唯一増加している。

一方、陸上貨物運送事業については、9 次防以降、死亡災害が発生しているものの、9 次防期間と比較すると着実に減少している。また、全産業における交通事故による死亡者数が、9 次防期間の 23 人から 1 人と大幅に減少する中において、小売業についても、交通事故による死亡者数が大幅に減少した。

これらのことから、製造業、建設業、林業については、引き続き、重点業種として取り組むこととする。

【表2】業種別の死亡者数の推移(平成 10 年～平成 29 年)(死亡者数は人、増減率は%)

	9次防	10次防		11次防		12次防	
	死亡者数	死亡者数	9次防からの増減率	死亡者数	9次防からの増減率	死亡者数	9次防からの増減率
全産業	66	48	▲27.3	34	▲48.5	16	▲75.8
製造業	3	9	200.0	3	0.0	2	▲33.3
建設業	34	10	▲70.6	9	▲73.5	7	▲79.4
林業	1	4	300.0	2	100.0	3	200.0
陸上貨物運送事業	5	10	100.0	3	▲40.0	2	▲60.0
小売業	8	4	▲50.0	4	▲50.0	1	▲87.5

※「社会福祉施設」及び「飲食店」は9次防以降死亡災害は発生していない。

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

ア 9 次防期間(H10～14 年)と 12 次防期間(H25～29 年)との比較

死傷災害については、12 次防期間の死傷者数は 9 次防期間と比較して全産業で 30%の減少となっている。

これを業種別にみると、製造業は 48%、建設業は 53%、林業は 55%とそれぞれ減少している。一方、陸上貨物運送事業の減少率は 20%で全業種平均の減少幅より低く、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業においては、労働者数の増加に伴い、災害も増加しており、小売業は 9 %、社会福祉施設は 343%、飲食店は 25%とそれぞれ増加している。

次に災害の型別にみると、全産業で最も多い「転倒」は 6 %の減少しかみられず、死傷者の 65%が 50 歳以上となっているほか、近年は 1 月、2 月を中心とした冬季に降雪や凍結により全業種で多数発生している。2 番目に多い「墜落・転落」は 23%の減少、3 番目に多い「はさまれ・巻き込まれ」は 49%の減少となっている。12 次防期間中の「墜落・転落」は建設業が 33%、「はさまれ・巻き込まれ」は小売業が 33%、

れ」は製造業が52%とそれぞれ多くを占めていることから、製造業、建設業などにおいて機械・設備の安全化や安全衛生管理体制の整備が進んだことが考えられる。

次に業種別・災害の型別にみると、製造業においては、「はさまれ・巻き込まれ」の着実な減少により、死傷者数は47%の減少となっている。

建設業においては、12次防期間の死傷者数が11次防期間に比べ増加しているが、9次防期間に比較すると「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」等の減少により、死傷者数は53%の減少となり、長期的には減少している。

林業においては、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」、「激突され」等の減少により死傷者数は55%の減少となっている。

陸上貨物運送事業においては、9次防期間と比較すると減少しているものの、他の業種と比較してその幅は小さく、11次防期間と比較すると減少がみられないことから、引き続き、重点対象として取り組む必要がある。

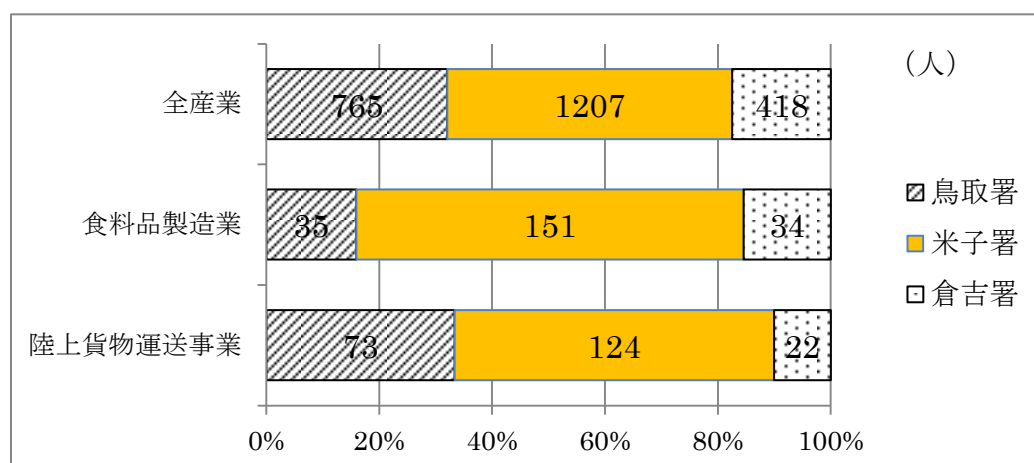
イ 12次防期間における死傷災害の留意点

(ア) 地域的特徴

12次防期間の死傷災害を地域別にみると米子労働基準監督署（以下「米子署」という。）管内（西部地区）が県下全体の半数を占めている。米子署管内の死傷災害を業種別に県下全体に占める割合をみると、食料品製造業で69%、陸上貨物運送事業で57%と高くなっている。

これらの業種における災害の型別を見ると、特に水産食料品製造業のはさまれ・巻き込まれ災害及び転倒災害、陸上貨物運送事業の墜落・転落災害が多くを占めることから、これら災害の防止のための対策が必要である。

【図2】12次防期間における地域的な特徴(割合を図示したもの)



(イ) 第三次産業の特徴

小売業の死傷災害については、「転倒」、「交通事故」、「墜落・転落」の順に多く、年齢別では50歳以上が6割（全産業は5割）を占め、また、経験1年未満者の割合が全業種より高くなっている。

社会福祉施設の死傷災害については、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」で7割を占めている。これを年齢別にみると50歳以上が6割と最も多くを占め、「転倒」においては、50歳以上が7割を占めている。

これら転倒災害等の増加は、働き盛り世代の確保が難しく、また高年齢労働者が参入しやすいなど、高年齢労働者の数や割合が増加していることと関連していると考えられる。

第三次産業全体としては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でないため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが期待される役割を果たせていない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業の多くの業種については、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が不十分であり、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

こうしたことを踏まえ、第三次産業については、労働者の高齢化や就業構造の変化への対応、安全衛生管理体制の構築や見直し、労働者に対する雇入れ教育の実施を考慮して、小売業と社会福祉施設を重点対象として対策を推進していくことが必要である。

(ウ) 転倒災害及び熱中症対策

このほか、全産業で増加している転倒災害は、冬季に屋外で降雪・凍結を起因として多く発生していることから、事業場の組織的な防止対策はもちろんのこと、防滑性に優れた靴の導入や労働者一人ひとりの意識の向上が必要である。

また、熱中症による死傷者は、12次防期間中に死亡災害は発生していないものの建設業、製造業等で毎年発生しており、全国では年間400～500人で推移し、平成29年の死亡者は14人となっている。このため、熱中症は死亡につながる災害であることから、引き続き対策を講じていく必要がある。

【表3】業種別の死傷災害の推移(平成10年～平成29年)(死傷者数は人、増減率は%)

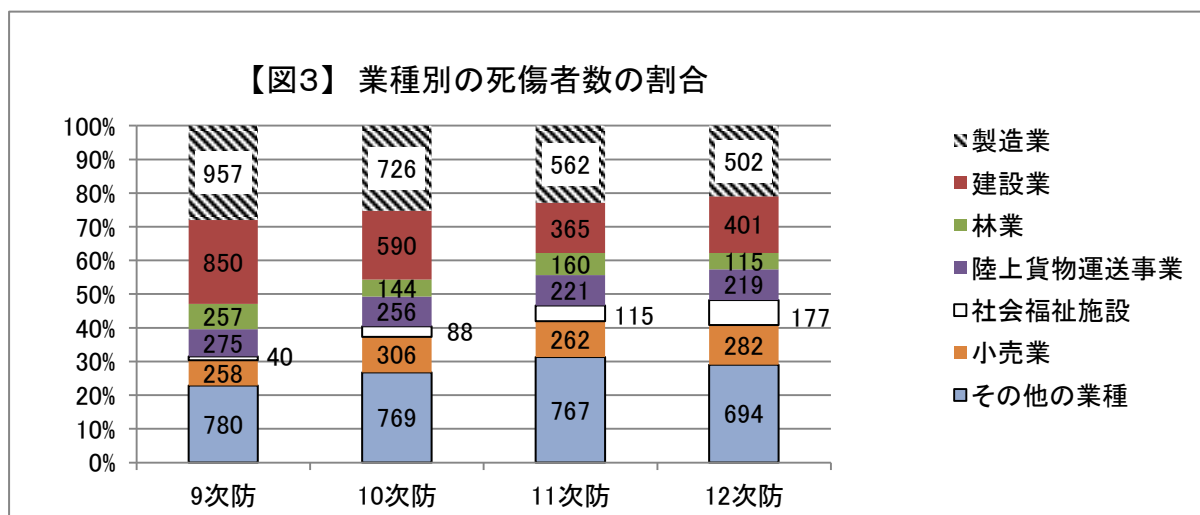
	9次防	10次防		11次防		12次防	
	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	9次防からの増減率
全産業	3417	2879	▲15.7	2452	▲28.2	2390	▲30.0
製造業	957	726	▲24.1	562	▲41.3	502	▲47.5
建設業	850	590	▲30.6	365	▲57.1	401	▲52.8
林業	257	144	▲44.0	160	▲37.7	115	▲55.3
陸上貨物運送事業	275	256	▲6.9	221	▲19.6	219	▲20.4
社会福祉施設	40	88	120.0	115	187.5	177	342.5
小売業	258	306	18.6	262	1.6	282	9.3
飲食店	55	55	0	71	29.1	69	25.5

【表4】各業種における最も多い事故の型の推移(平成10年～平成29年)(死傷者数は人、増減率は%)

	9次防		10次防		11次防		12次防	
	最多の事故の型	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	9次防からの増減率
全産業	転倒	640	584	▲8.8	569	▲11.1	599	▲6.8
製造業	はさまれ・巻き込まれ	285	229	▲19.6	187	▲34.4	151	▲47.0
建設業	墜落・転落	271	211	▲22.1	133	▲50.9	153	▲43.5
林業	激突され	46	37	▲19.6	54	17.4	35	▲20.9
陸上貨物運送事業	墜落・転落	84	77	▲8.3	77	▲8.3	82	▲2.4
社会福祉施設	転倒	14	28	100.0	45	221.4	76	442.9
小売業	転倒	—	95	—	106	115.8	111	144.1
飲食店	転倒	20	21	5.0	23	15.0	22	10.0

※ 小売業は10次防からの推移。

【図3】業種別の死傷者数の割合



（３）労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

また、過重労働などによって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、全国では過労死等で労災認定された件数は、近年 700 人を超え、そのうち 2 割台後半の方が死亡又は自殺（未遂を含む。）に至っている。

鳥取県においても、12 次防期間中に 19 人が脳・心臓疾患や精神障害に係る労災認定されている。

【表５】脳・心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
脳・心臓疾患	支給決定件数	3	2	2	1	1
	うち死亡件数	1	1	1	1	0
精神障害	支給決定件数	2	3	0	4	1
	うち自殺件数	0	0	0	2	0
支給決定件数合計		5	5	2	5	2
うち死亡・自殺合計		1	1	1	3	0

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働の抑制対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。平成 27 年 12 月に施行された「ストレスチェック制度」については、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要であるが、鳥取県内で集団分析を実施した事業場は 56%に止まっている。

こうした状況を踏まえると、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備の促進や、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善に取り組むとともに、事業場においてメンタルヘルス対策が定着するための対策を推進していくことが必要である。

一方、一般健康診断の実施結果を見ると、脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧、血中脂質、血糖等に異常の所見がある労働者の割合は 50%を超え、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

このため、一般健康診断を確実に実施するとともに、異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、的確な就業上の措置を講じること、労働者自らも健康管理に取り組むことにより、脳・心臓疾患などを未然に防止する必要がある。

(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約 70,000 種類に及び、毎年 1,000 物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これらのうち、労働安全衛生関係法令に基づき、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは 663 物質(平成 30 年 7 月 1 日からは 672 物質)であるが、これらの措置が十分に行われているとはいえない状況にある。

また、全国的には、化学物質による胆管がんや膀胱がん等の重篤な健康障害が発生しており、引き続き、適切な化学物質管理が確実に実施されるよう指導を強化していく必要がある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、全国では平成 29 年の約 6 万棟から、平成 40 年のピーク時には約 10 万棟まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

(5) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

脳・心臓疾患等の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる鳥取県においても、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

この対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業者も少なくない。

このため、平成 29 年度に結成された鳥取県地域両立支援推進チームと連携し、治療と職業生活の両立支援を円滑に行うための職場環境の整備、労使の意識改革等を促進することや両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の 7 項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 事業場、企業及び業界単位での自主的な安全衛生の取組の強化
- (5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (6) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (7) 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

- a 墜落・転落災害は死亡災害の中で最も多く、12 次防期間においては約 7 割を占めていることから、墜落防止対策と高所作業時の安全帯の使用の徹底を指導するとともに、フルハーネス型安全帯使用の普及促進を図る。また、足場について「より安全な措置」の一層の普及促進を図る。
- b 死傷災害は全体として減少傾向にある中、死傷者の 3 分の 1 が経験 5 年未満であることや工事の発注状況により入職 1 年以内の未熟練者（新規入場者）が増えることが考えられることから、安全衛生教育の確実な実施、元方事業者による統括安全衛生管理等の徹底を図る。
- c 建設関係事業者等で構成される災害防止協議会等が実施する安全パトロール、安全衛生教育に参加することにより自主的な災害防止活動を支援する。
- d 発注者、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等の機会を捉え、引き続き、発注工事への入札に当たり安全衛生への取組を評価する仕組みの導入の要請やパトロールの実施等による発注者等を含めた建設工事関係者による災害防止の取組を推進する。
- e 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」について、鳥取県が策定する計画に基づき労働災害防止等の支援を行う。また、長時間労働の是正等に取り組む「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」について、発注者、受注者等に周知を図る。
- f 地震、台風、大雨、大雪等の自然災害に被災する地域が生じた場合は、その復旧・復興工事において、工事、作業内容に応じた労働災害防止の徹底を図る。

(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- a 製造業においては、死亡災害で最も多く、死傷災害の 3 割を占める、「はさまれ・巻き込まれ災害」等の防止を図るため、危険個所への覆いの設置等の機械の本質安全化を推進するとともに、リスクアセスメントの実施や作業手順の作成、徹底を指導する。
- b 鳥取県労働基準協会やプレス機械設置事業場、水産食料品製造業の災害防止団体など地域、業界単位で組織する団体の災害防止活動を支援し、自主的な安全衛生活動の促進を図る。
- c 中小規模事業場に対し、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の周知、活用を促す。

(ウ) 林業における伐木作業中の災害等の防止

- a 林業においては、災害は減少してきている中において 12 次防期間中の伐木作業中の災害は全体の約 4 割を占めるとともに、死亡災害も発生している。このことから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」による伐木作業の周知、徹底を指導する。
- b 鳥取県林業労働災害防止連絡協議会の構成員である林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部、鳥取県、鳥取森林管理署及び事業者団体等の関係機関と連携し、現場パトロールの実施、鳥取県林業安全大会の開催及びチェーンソー指導員による現場指導により、災害防止対策の一層の推進を図る。

（２）過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

（ア）企業における健康確保措置の推進

過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。このため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者にも、自らも健康の保持増進に努めるよう周知・啓発する。

（イ）産業医・産業保健機能の強化

- a 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等を確実に実施する等、労働者の健康管理を推進する。
- b 鳥取県医師会、鳥取産業保健総合支援センターと連携し、鳥取県産業保健協議会の開催、産業医研修会の実施等により産業医等産業保健スタッフの産業保健活動を推進する。
- c 産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の小規模事業場に対しては、地域産業保健センターの活用を推進する。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

長時間労働の抑制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働による脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に関する情報の産業医への提供、健康診断事後措置について意見を述べる医師が求める情報の提供等、法令に定める事項の周知、指導を徹底する。また、労働者に対しても医師による面接指導の受診を周知・啓発する。

建設業においては、長時間労働の是正等に取り組む「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」について、発注者、受注者等建設工事関係

者に周知を図る。（再掲）

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

（ア）メンタルヘルス不調の予防

- a 「事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に事業場内はもとより事業場外資源を含めた相談窓口を周知することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境の整備を推進する。
- b ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた労働者を医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進する。
- c 鳥取産業保健総合支援センター、地域産業保健センターとの連携により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。

（イ）パワーハラスメント対策の推進

職場のパワーハラスメントの予防、解決に向けた取組については、パンフレット「パワーハラスメント対策導入マニュアル」やポータルサイト「明るい職場応援団」等を活用して、周知・啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

エ 雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進

正規、非正規、派遣などの雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるよう周知する。

（３）就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

（ア）第三次産業対策

- a 労働災害が減少しない小売業、労働者数が増加する中、労働災害の増加が著しい社会福祉施設では、転倒災害が４割を占めており、転倒災害防止の一層の取組を推進する。また、業界団体等と連携した説明会を開催するなど効果的な取組みを行う。
- b 小売業、社会福祉施設のうち複数の店舗や施設を運営する企業においては、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の企業に対しては、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進する。

- c 安全管理者の選任が義務付けられていない第三次産業の業種において、事業場の安全管理体制の構築のため、「労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種の事業場における安全担当者の配置等に係るガイドライン」に基づき、安全推進者の選任、職務の遂行等を推進する。
- d 業界団体への働きかけを積極的に行い、団体と連携した経営トップに対する意識啓発、リスクアセスメントの導入、安全衛生教育の実施等の取組を推進する。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

- a 陸上貨物運送事業における労働災害の約6割が荷役作業時に発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知及び保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- b 鳥取運輸支局、陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取支部と連携し荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- c 中小規模事業場に対し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施する各種支援事業を周知し、活用を促す。

(ウ) 転倒災害の防止

- a 死傷災害の4分の1を占める転倒災害については、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進し、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の推進、好事例の収集・展開、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。また、業界団体等を通じ取組の周知を図る。
- b 特に、近年、大雪等自然環境の影響から冬場に多発しており、冬季の転倒災害防止について集中的に対策を講じる必要があることから、「ゼロ災55無災害運動」期間に冬季の転倒災害防止の周知を重点的に行うとともに、1月から2月に「冬季の転倒災害防止キャンペーン（仮称）」を実施することにより、事業場及び企業の実取組を推進する。
- c 高齢者については、一般的に加齢に伴う身体機能の低下で発生リスクが高まることから、これを予防するためのストレッチや転倒予防のための体操の周知・普及を推進する。

(エ) 地域的な特徴に対する対策

- a 県下全体の災害の半数を占める米子署管内（西部地区）の対策については、特に県下全体に占める割合の高い食料品製造業、特に水産食料品製造業のはさまれ・巻き込まれ災害及び転倒災害、陸上貨物運送事業の墜落・転落災害、飲食店や小売業などの第三次産業での転倒災害防止を強力に推進する。
- b 労働災害が多い業種を対象に鳥取県労働基準協会、水産食料品製造業、建設

業など業界、地域で組織する災害防止団体や事業者団体と連携した安全衛生講習会、パトロール等を実施するなどの取組を推進する。

(オ) 熱中症の予防

- a 熱中症の予防にあたっては、気温への順化が重要であることから、建設業、製造業等を中心に暑くなる前の早い時期から、対策と取組の周知を図る。
- b JIS 規格に適合した WBGT 値（暑さ指数）測定器の普及を図るとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩場所の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置の徹底を図る。また、異常を認めた場合の措置等の教育の実施を推進する。

(カ) 腰痛の予防

- a 職業性疾病の半数を占める腰痛について、安全衛生教育や腰痛予防体操の確実な実施を推進する。
- b 腰痛の約 4 割が社会福祉施設で発生しており、説明会の開催や保健衛生業を対象とした腰痛予防セミナーへの参加を推奨し、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入を推進する。

(キ) 交通労働災害対策

交通労働災害については、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外でも発生していることから、事業者団体等と連携し、全業種に対して「交通労働災害防止のためのガイドライン」周知・啓発を行う。

イ 高年齢労働者、非正規労働者、外国人労働者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

12 次防期間中の死傷者のほぼ半数が 50 歳以上の労働者であり、転倒災害においては全体の 3 分の 2 を占めていることから、事業者団体等を通じて「高年齢者に配慮した職場改善マニュアル」等の周知を図る。

(イ) 非正規労働者対策

男性労働者の約 2 割、女性労働者の約半数が非正規労働者であり、女性労働者の就業割合が高い第三次産業の業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の実施などを推進する。

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- a 技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、製造業等の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、労働災害の発生件数の増加が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、関係事業者団体等と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る。併せて、安全衛生教育の実

- 施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- b 技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(4) 事業場、企業及び業界単位での自主的な安全衛生の取組の強化

ア 企業単位等での安全衛生管理体制の推進

労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業経営の中核に安全衛生を位置付けることを推奨するとともに、労働者の安全衛生に関するトップの取組方針の設定・表明など、企業単位での積極的な取組を推進する。

企業の安全衛生水準の向上や企業内において安全衛生教育などを実施する安全衛生担当者の育成のため、リスクアセスメント担当者研修、メンタルヘルス担当者研修を実施する。第三次産業に対しては店舗、施設における安全推進者の選任及び職務の励行を推進する。

イ 事業場及び企業の自主的な取組の推進

安全衛生教育やリスクアセスメントの確実な実施、PDCAサイクルによる安全衛生水準の向上を推進する。

「安全「見える化」とっとり運動」（「STOP！転倒災害プロジェクト」を含む。）、安全衛生管理活動計画書の作成等を通じ、労働者一人ひとりの安全衛生意識の向上を促し、事業場及び企業の実情に応じた自主的な安全衛生に係る取組を推進する。また、これまでに収集し鳥取労働局のホームページに掲載している見える化の事例を編集することにより、業種別や転倒災害防止を主眼とした「安全見える化事例集」を作成し、簡易かつ有効な災害防止対策として周知・啓発する。

ウ 業界団体等との連携の強化

労働災害の防止に向けては、関係行政機関や労働災害防止団体等との連携はもとより、業界団体による自主的な取組が重要となることから、労働災害が減少していない業界団体や取組が低調な業界団体との連携を強化し、積極的な取組を推進する。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 化学物質の危険有害性情報伝達のためのラベル表示及び SDS 交付の徹底

化学物質のラベル表示や安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、危険・有害情報の確認からリスクアセスメントの実施に基づくばく露防止対策へつなげる「ラベルでアクション」の周知・啓発を図る。

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

一定の危険・有害性が確認されている化学物質を取り扱う事業場に対し、化学物質のリスクアセスメントの実施及びこれに基づくリスク低減措置の実施等自主的な安全衛生管理の促進を図る。

(ウ) 安全衛生教育の実施

労働者が化学物質の危険・有害性等やばく露防止対策等を正しく理解し、事業者による化学物質管理を実効あるものとするため、雇入れ時の安全衛生教育の実施を推進する。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- a 石綿が用いられている建築物の老朽化による解体工事の増加が見込まれるため、県及び市町村と連携し、事前調査や届出の周知、指導を行うとともに、ばく露防止対策の推進を図る。
- b 労働安全衛生法に基づく届出等がなされていない工事や管理上問題が認められる事業場について、届出や石綿ばく露防止対策等を指導する。

(イ) 労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存

石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、作業記録等関係書類の保存を指導する。

ウ 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための周知・啓発により、事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進や助成金制度の周知を図る。

エ 粉じん障害防止対策

- a 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的な取組を推進する。
- b ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すため、その全数に対して指導を実施するとともに、工事発注者に対し、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等を通じて、「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置について要請等を行う。

（６）疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

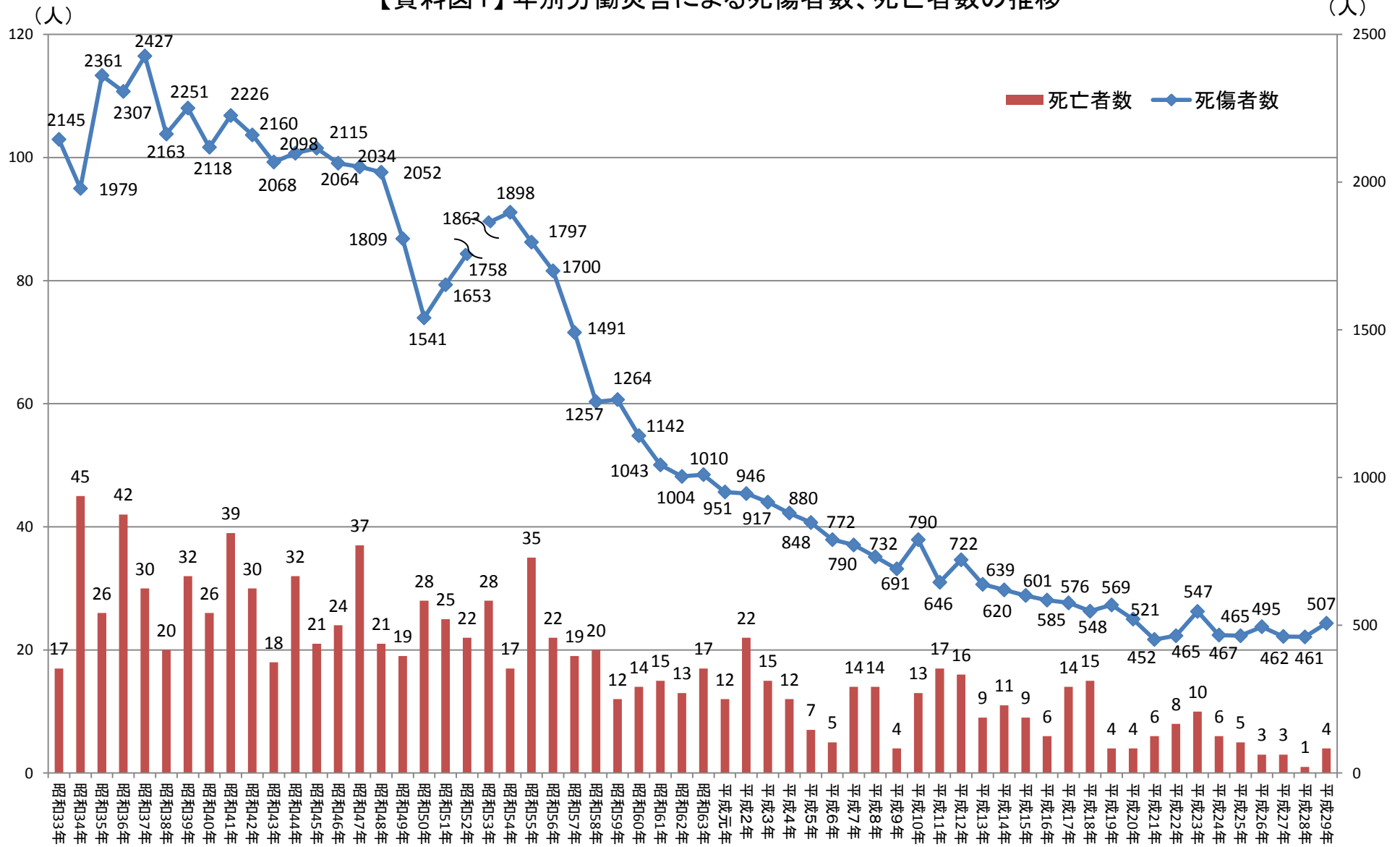
- a 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知・啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- b 鳥取県地域両立支援推進チームの活動等を通して、「両立支援ガイドライン」、両立支援に係る相談窓口や助成金の周知、利用勧奨を行うほか、企業、医療機関等関係者の連携を推進する。また、鳥取産業保健総合支援センターにおける研修等を通じて両立支援制度や支援事業の周知、普及を図る。
- c 疾病を抱えた労働者や労働者からの支援の申出を受けた事業者に対し、治療を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援を行うため、鳥取産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進する。

（７）高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

高校や大学等と連携し、生徒や学生に対する職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に関する基礎知識の教育活動に取り組む。

資料編

【資料図1】年別労働災害による死傷者数、死亡者数の推移



(注) 昭和33年～52年は休業8日以上之死傷者の件数であり、昭和53年以降は休業4日以上之死傷者の件数。

【資料表1】業種別の死亡者数の推移(平成10年～平成29年)(死亡者数は人、増減率は%)

	9次防	10次防		11次防		12次防	
	死亡者数	死亡者数	9次防からの増減率	死亡者数	9次防からの増減率	死亡者数	9次防からの増減率
全産業	66	48	▲27.3	34	▲48.5	16	▲75.8
製造業	3	9	200.0	3	0.0	2	▲33.3
建設業	34	10	▲70.6	9	▲73.5	7	▲79.4
林業	1	4	300.0	2	100.0	3	200.0
陸上貨物運送事業	5	10	100.0	3	▲40.0	2	▲60.0
小売業	8	4	▲50.0	4	▲50.0	1	▲87.5

【資料表2】業種別の死傷災害の推移(平成10年～平成29年)(死傷者数は人、増減率は%)

	9次防	10次防		11次防		12次防	
	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	9次防からの増減率
全産業	3417	2879	▲15.7	2452	▲28.2	2390	▲30.0
製造業	957	726	▲24.1	562	▲41.3	502	▲47.5
建設業	850	590	▲30.6	365	▲57.1	401	▲52.8
林業	257	144	▲44.0	160	▲37.7	115	▲55.3
陸上貨物運送事業	275	256	▲6.9	221	▲19.6	219	▲20.4
社会福祉施設	40	88	120.0	115	187.5	177	342.5
小売業	258	306	18.6	262	1.6	282	9.3
飲食店	55	55	0	71	29.1	69	25.5

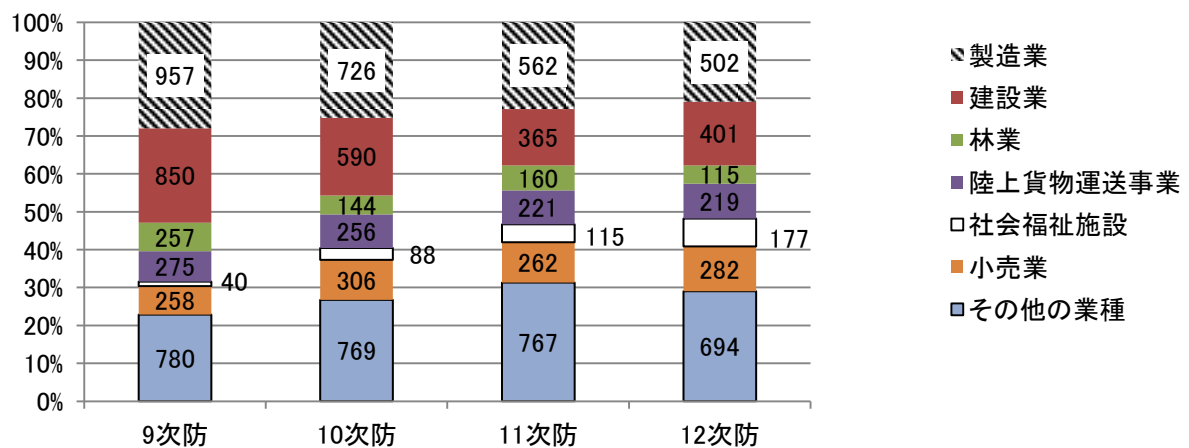
【資料表3】 各業種における最も多い事故の型の推移(平成10年～平成29年)

(死傷者数は人、増減率は%)

	9次防		10次防		11次防		12次防	
	最多の事故の型	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	9次防からの増減率
全産業	転倒	640	584	▲8.8	569	▲11.1	599	▲6.8
製造業	はさまれ・巻き込まれ	285	229	▲19.6	187	▲34.4	151	▲47.0
建設業	墜落・転落	271	211	▲22.1	133	▲50.9	153	▲43.5
林業	激突され	46	37	▲19.6	54	17.4	35	▲20.9
陸上貨物運送事業	墜落・転落	84	77	▲8.3	77	▲8.3	82	▲2.4
社会福祉施設	転倒	14	28	100.0	45	221.4	76	442.9
小売業	転倒	—	95	—	106	115.8	111	144.1
飲食店	転倒	20	21	5.0	23	15.0	22	10.0

※ 小売業は10次防からの推移。

【資料図2】 業種別の死傷者数の推移



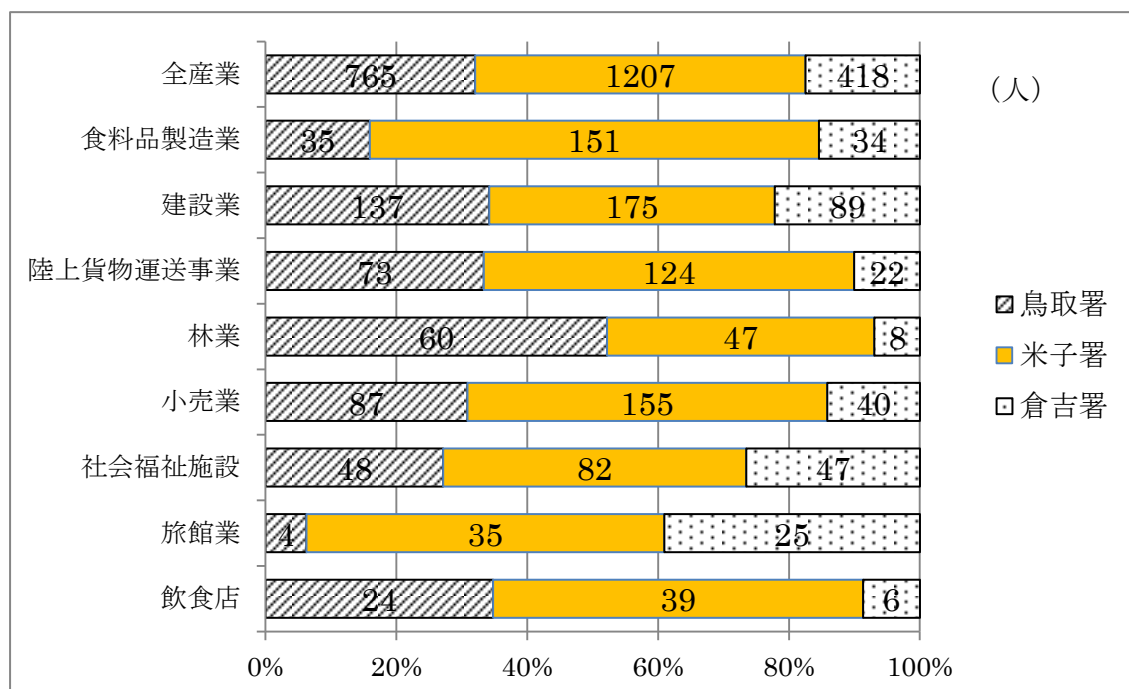
【資料表4】12次防期間における地域的な特徴

(人)

	大分類	中分類	鳥取署	米子署	倉吉署	合計
01	製造業		144	279	79	502
0101		食料品製造業	35	151	34	220
03	建設業		137	175	89	401
04	運輸交通業		91	136	28	255
0403		陸上貨物運送事業	73	124	22	219
06	農林業		68	61	16	145
0602		林業	60	47	8	115
08	商業		110	198	54	362
0802		小売業	87	155	40	282
13	保健衛生業		71	98	56	225
1302		社会福祉施設	48	82	47	177
14	接客娯楽		35	106	33	174
1401		旅館業	4	35	25	64
1402		飲食店	24	39	6	69
産業計			765	1207	418	2390

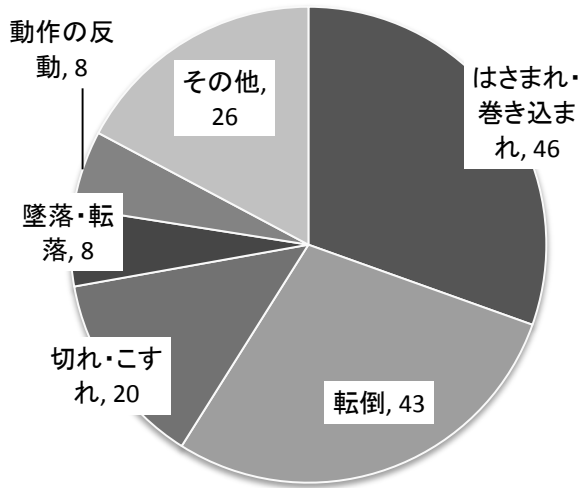
(注) 二重かっこは、死傷者の多い業種

【資料図3】12次防期間における地域的な特徴(割合を図示したもの)

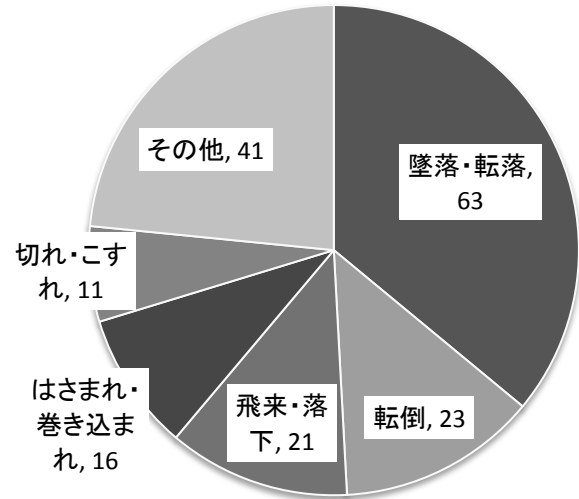


【資料図4】12次防期間中における業種別最多署の事故の型別死傷者数(人)

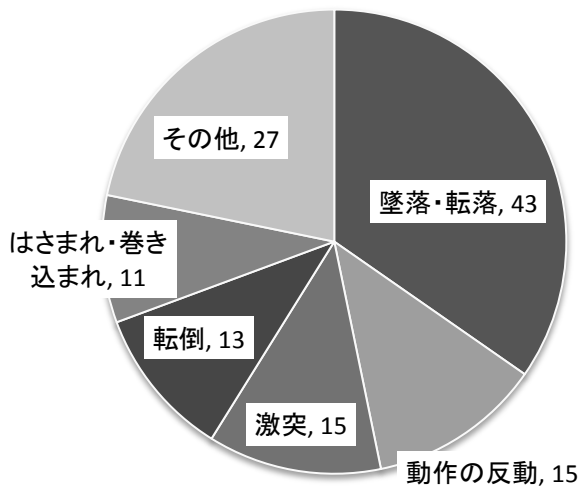
米子署 食料品製造業



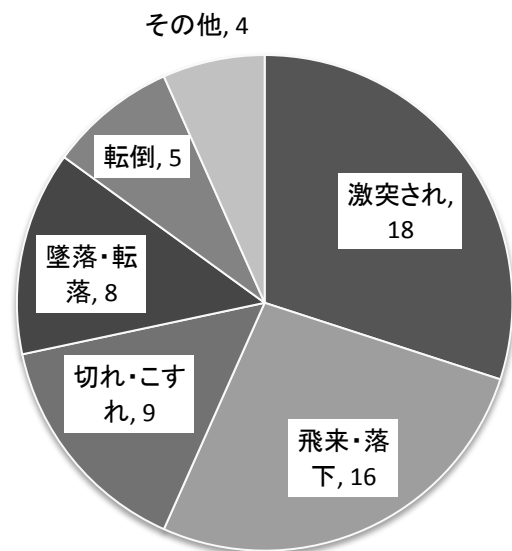
米子署 建設業



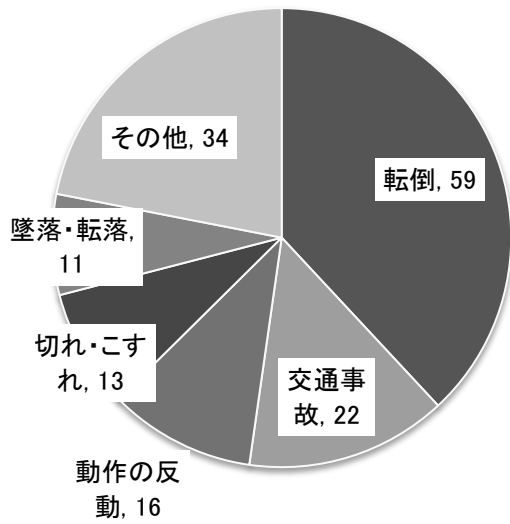
米子署 陸上貨物運送事業



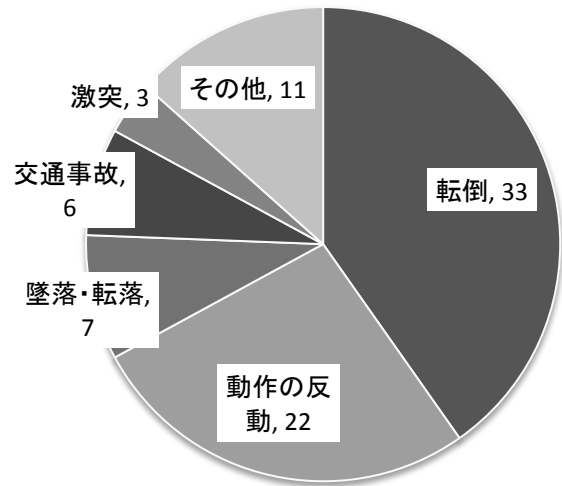
鳥取署 林業



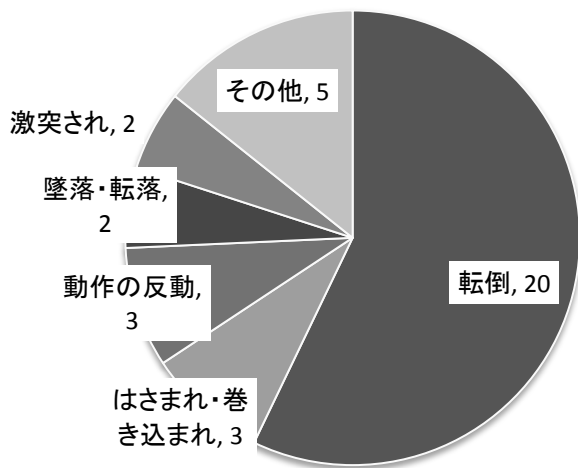
米子署 小売業



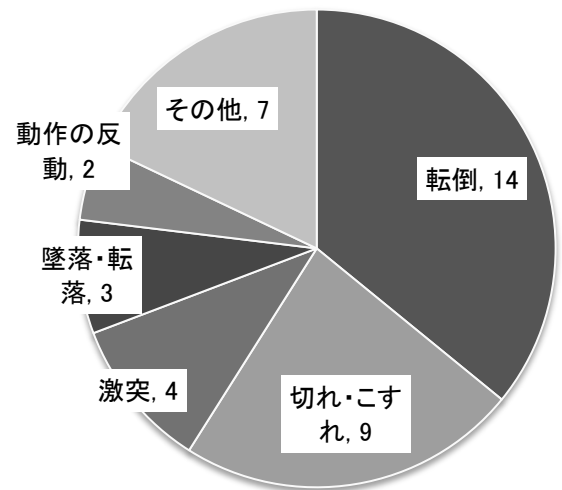
米子署 社会福祉施設



米子署 旅館業



米子署 飲食店



【資料表5】各労働災害防止計画期間における死亡災害の業種別、事故の型別死傷者数
(9次防～12次防)

全産業												(人)
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	15	1	0	3	11	4	7	0	23	0	2	66
10次防	9	1	0	1	4	4	4	1	15	0	9	48
11次防	6	1	0	2	4	2	5	0	11	0	3	34
12次防	8	0	0	0	2	1	2	0	1	0	2	16
計	38	3	0	6	21	11	18	1	50	0	16	164

製造業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	3
10次防	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	4	9
11次防	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
12次防	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
計	1	0	0	1	3	1	4	0	2	0	5	17

建設業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	11	2	0	2	10	2	2	0	4	0	1	34
10次防	6	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	10
11次防	2	0	0	1	1	1	1	0	3	0	0	9
12次防	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7
計	24	3	0	3	13	3	5	0	7	0	2	60

陸上貨物運送事業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
10次防	2	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	10
11次防	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3
12次防	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
計	3	0	0	0	1	1	0	0	15	0	0	20

林業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
10次防	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	4
11次防	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
12次防	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
計	2	0	0	0	0	4	1	1	0	0	2	10

小売業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	8
10次防	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	4
11次防	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	4
12次防	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	0	0	0	0	0	3	0	12	0	0	17

社会福祉施設												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10次防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11次防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12次防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

飲食店												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10次防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11次防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12次防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【資料表6】各労働災害防止計画期間における死傷災害の業種別、事故の型別死傷者数
(9次防～12次防)

全産業												(人)
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	601	640	166	299	94	207	570	354	207	161	118	3417
10次防	530	584	144	189	78	182	433	274	201	146	118	2879
11次防	437	569	103	137	53	135	357	200	183	167	111	2452
12次防	463	599	113	147	40	134	291	159	156	188	100	2390
計	2031	2392	526	772	265	658	1651	987	747	662	447	11138

製造業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	75	168	38	83	25	48	285	139	18	39	39	957
10次防	71	119	29	50	25	35	229	89	17	28	34	726
11次防	49	108	22	41	16	18	187	65	10	18	28	562
12次防	50	99	13	35	8	21	151	58	10	31	26	502
計	245	494	102	209	74	122	852	351	55	116	127	2747

建設業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	271	76	41	87	43	54	111	92	40	22	13	850
10次防	211	48	26	70	25	49	53	60	16	10	22	590
11次防	133	35	12	33	11	18	46	34	19	6	18	365
12次防	153	45	23	45	9	17	36	25	20	12	16	401
計	768	204	102	235	88	138	246	211	95	50	69	2206

陸上貨物運送事業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	84	25	23	21	7	11	35	7	31	25	6	275
10次防	77	45	27	7	6	12	32	4	30	11	5	256
11次防	77	31	17	12	10	9	26	1	15	22	1	221
12次防	82	26	23	5	13	12	18	1	12	20	7	219
計	320	127	90	45	36	44	111	13	88	78	19	971

林業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	14	47	8	59	5	46	21	49	0	3	5	257
10次防	9	21	3	20	5	37	6	36	0	3	4	144
11次防	13	21	2	14	4	54	9	36	2	3	2	160
12次防	14	10	1	28	2	35	1	16	2	3	3	115
計	50	99	14	121	16	172	37	137	4	12	14	676

小売業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	258
10次防	41	95	11	10	2	11	22	44	37	23	10	306
11次防	23	106	11	8	2	6	20	19	25	30	12	262
12次防	31	111	12	11	5	11	14	25	32	20	10	282
計	95	312	34	29	9	28	56	88	94	73	32	1108

社会福祉施設												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	1	14	3	1	0	1	0	5	2	12	1	40
10次防	11	28	5	1	0	5	1	6	4	19	8	88
11次防	9	45	9	3	0	4	7	7	7	19	5	115
12次防	12	76	8	1	0	4	7	5	10	49	5	177
計	33	163	25	6	0	14	15	23	23	99	19	420

飲食店												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	5	20	2	1	0	1	2	14	1	1	8	55
10次防	2	21	5	3	0	1	1	12	2	1	7	55
11次防	8	23	2	1	0	1	5	17	1	2	11	71
12次防	5	22	6	1	0	0	3	15	2	3	12	69
計	20	86	15	6	0	3	11	58	6	7	38	250

【資料表7】12次防期間中における死亡災害の業種別、事故の型別死傷者数

全産業

(人)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	4						1				0	5
平成26年	2										1	3
平成27年						1			1		1	3
平成28年					1						0	1
平成29年	2				1		1				0	4
計	8	0	0	0	2	1	2	0	1	0	2	16

製造業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年											0	0
平成26年											0	0
平成27年											0	0
平成28年					1						0	1
平成29年	1										0	1
計	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2

建設業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	3										0	3
平成26年	1										1	2
平成27年											0	0
平成28年											0	0
平成29年	1						1				0	2
計	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7

陸上貨物運送事業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年											0	0
平成26年											0	0
平成27年									1		0	1
平成28年											0	0
平成29年					1						0	1
計	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2

林業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年											0	0
平成26年	1										0	1
平成27年						1					1	2
平成28年											0	0
平成29年											0	0
計	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3

小売業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	1										0	1
平成26年											0	0
平成27年											0	0
平成28年											0	0
平成29年											0	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

社会福祉施設

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年											0	0
平成26年											0	0
平成27年											0	0
平成28年											0	0
平成29年											0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

飲食店

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年											0	0
平成26年											0	0
平成27年											0	0
平成28年											0	0
平成29年											0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【資料表8】12次防期間中における死傷災害の業種別、事故の型別死傷者数

全産業												(人)
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	73	117	26	39	5	29	52	36	34	38	16	465
平成26年	103	122	26	29	9	31	63	29	25	40	18	495
平成27年	96	110	20	28	8	24	63	41	25	33	14	462
平成28年	82	115	19	29	9	26	48	27	43	37	26	461
平成29年	109	135	22	22	9	24	65	26	29	40	26	507
計	463	599	113	147	40	134	291	159	156	188	100	2390

製造業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	6	21	2	11	2	4	27	12	1	8	4	98
平成26年	11	20	5	7	1	5	36	14	0	10	5	114
平成27年	13	19	1	4	2	4	29	17	4	6	2	101
平成28年	7	20	4	7	3	5	24	10	3	4	7	94
平成29年	13	19	1	6	0	3	35	5	2	3	8	95
計	50	99	13	35	8	21	151	58	10	31	26	502

建設業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	33	7	4	7	1	2	4	7	6	1	4	76
平成26年	27	14	6	10	3	6	6	3	2	3	4	84
平成27年	25	8	4	10	1	5	11	4	2	1	2	73
平成28年	23	11	3	12	1	1	5	5	4	5	3	73
平成29年	45	5	6	6	3	3	10	6	6	2	3	95
計	153	45	23	45	9	17	36	25	20	12	16	401

陸上貨物運送事業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	9	2	4	2	1	3	6	0	3	5	0	35
平成26年	19	8	6	2	2	3	3	0	1	4	0	48
平成27年	17	3	4	1	3	1	1	0	4	2	1	37
平成28年	20	6	3	0	3	5	3	1	3	3	2	49
平成29年	17	7	6	0	4	0	5	0	1	6	4	50
計	82	26	23	5	13	12	18	1	12	20	7	219

林業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	2	2	1	8	0	11	1	2	0	1	0	28
平成26年	5	3	0	4	0	7	0	4	0	1	0	24
平成27年	4	3	0	6	0	9	0	4	0	0	1	27
平成28年	2	1	0	7	1	5	0	2	0	1	1	20
平成29年	1	1	0	3	1	3	0	4	2	0	1	16
計	14	10	1	28	2	35	1	16	2	3	3	115

小売業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	6	24	2	5	0	4	2	7	4	3	1	58
平成26年	8	21	3	2	2	2	5	6	7	2	4	62
平成27年	6	16	2	2	2	2	5	7	3	6	0	51
平成28年	6	17	4	0	0	1	0	3	11	4	1	47
平成29年	5	33	1	2	1	2	2	2	7	5	4	64
計	31	111	12	11	5	11	14	25	32	20	10	282

社会福祉施設												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	0	8	3	0	0	1	2	0	1	9	1	25
平成26年	5	17	1	0	0	1	1	0	1	11	0	37
平成27年	2	20	0	1	0	0	1	2	3	6	2	37
平成28年	2	14	2	0	0	0	1	1	2	12	1	35
平成29年	3	17	2	0	0	2	2	2	3	11	1	43
計	12	76	8	1	0	4	7	5	10	49	5	177

飲食店												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
平成25年	0	8	1	0	0	0	0	6	0	1	4	20
平成26年	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	9
平成27年	0	4	0	0	0	0	1	5	1	1	1	13
平成28年	0	4	1	0	0	0	0	2	0	1	3	11
平成29年	2	4	3	0	0	0	2	2	1	0	2	16
計	5	22	6	1	0	0	3	15	2	3	12	69

【資料表9】12次防期間中における死傷災害の年齢別事故の型別死傷者数

全産業

(人)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10歳～	5	2	1	5	1	2	11	7	2	1	4	41
20歳～	40	43	18	24	5	21	50	33	20	23	25	302
30歳～	74	66	21	37	3	29	61	32	29	48	20	420
40歳～	104	97	22	28	11	27	56	34	37	45	15	476
50歳～	138	190	29	27	12	27	56	25	27	36	25	592
60歳～	86	176	19	24	8	22	44	23	32	31	9	474
70歳以上	16	25	3	2		6	13	5	8	5	2	85
計	463	599	113	147	40	134	291	159	155	189	100	2390

製造業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10歳～	2	1					7	3			0	13
20歳～	3	9	2	7	2	4	30	12	1	7	6	83
30歳～	7	12	5	10	1	6	38	11	3	9	7	109
40歳～	12	19	2	7	3	5	25	12		8	4	97
50歳～	14	30	2	7	2	2	26	11	2	5	5	106
60歳～	12	26	2	4		4	20	7	3	2	3	83
70歳以上		2					5	2		1	1	11
計	50	99	13	35	8	21	151	58	9	32	26	502

建設業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10歳～				3			2		1	1	0	7
20歳～	14	8	3	11	1	5	4	5	3	2	3	59
30歳～	40	6	3	12	1	3	8	4	6	4	1	88
40歳～	25	6	5	6	1	6	6	7	6	3	2	73
50歳～	40	12	5	6	3	4	8	5	4	2	6	95
60歳～	26	11	7	7	3	1	7	3			2	67
70歳以上	8	2					1	1			0	12
計	153	45	23	45	9	19	36	25	20	12	14	401

陸上貨物運送事業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10歳～	1					1					0	2
20歳～	6		3		2	1	3		1	1	0	17
30歳～	9	3	3	1		3	5		4	4	2	34
40歳～	23	8	7	3	6	3	3	1	5	8	1	68
50歳～	28	11	9		3	2	5		2	4	3	67
60歳～	13	4	1	1	2	1	2			3	1	28
70歳以上	2					1					0	3
計	82	26	23	5	13	12	18	1	12	20	7	219

林業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10歳～				1				1			0	2
20歳～	2	2		4		4		2			2	16
30歳～	4	6		9		8		5		2	0	34
40歳～	3			3		7		4			0	17
50歳～	4	1		5		8	1	2	1	1	0	23
60歳～		1		5	2	6		2	1		0	17
70歳以上	1		1	1		2					1	6
計	14	10	1	28	2	35	1	16	2	3	3	115

小売業

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10歳～					1			1			0	2
20歳～	4	8		1		1	4	7	4	1	4	34
30歳～	3	9	6	1	1	3	1	4	4	5	3	40
40歳～	6	13	2	3	1	1	3	2	1	7	0	39
50歳～	12	31	2	3	1	2	2	5	5	2	3	68
60歳～	4	42	2	3	1	4	4	6	11	3	0	80
70歳以上	2	8							7	2	0	19
計	31	111	12	11	5	11	14	25	32	20	10	282

社会福祉施設

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10歳～											0	0
20歳～	1	4	1					1		5	1	13
30歳～	2	7	1			1	2	2	1	14	1	31
40歳～	4	10				1	1	2	3	8	1	30
50歳～	1	32	4	1		2	4		3	14	2	63
60歳～	4	20	2						3	7	0	36
70歳以上		3								1	0	4
計	12	76	8	1	0	4	7	5	10	49	5	177

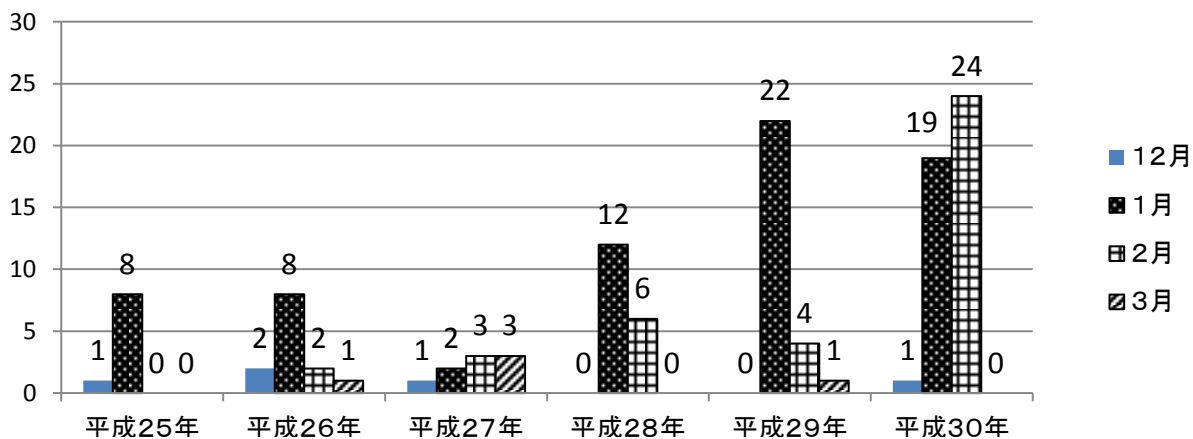
飲食店

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10歳～	1							2	1		2	6
20歳～	1	2	2				1	4			5	15
30歳～		1		1			1	2		2	1	8
40歳～		6	1					2		1	2	12
50歳～	1	5	2					1			1	10
60歳～	2	8	1				1	2		2	0	16
70歳以上								2			0	2
計	5	22	6	1	0	0	3	15	1	5	11	69

【資料表10】12次防期間中における死傷災害の経験年数別事故の型別死傷者数

全産業												(人)
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
1年未満	73	90	17	23	5	28	76	44	26	39	25	446
1年～	113	158	32	48	11	45	79	47	41	56	24	654
5年～	70	126	18	19	8	14	57	20	30	35	17	414
10年～	91	130	26	32	9	26	42	32	38	37	18	481
20年～	65	55	13	14	4	11	19	7	16	13	12	229
30年～	38	28	6	9	2	6	12	3	3	8	4	119
40年以上	13	12	1	2	1	4	6	6	1	1	0	47
計	463	599	113	147	40	134	291	159	155	189	100	2390
製造業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
1年未満	10	16	3	4		4	44	16	2	6	6	111
1年～	11	26	4	8	6	9	41	20	4	11	7	147
5年～	13	13	2	7	1	3	29	4		6	5	83
10年～	10	22	2	8	1	4	19	13	2	3	6	90
20年～	5	18	2	5			9	2	1	4	1	47
30年～	1	3		3			6	2		1	1	17
40年以上		1				1	3	1		1	0	7
計	50	99	13	35	8	21	151	58	9	32	26	502
建設業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
1年未満	12	6	2	9	1	2	4	4	4	2	1	47
1年～	28	12	6	14	1	7	8	4	2	5	2	89
5年～	22	4	1	1	2	2	6	5	4	2	3	52
10年～	37	11	4	11	1	4	8	7	5	3	2	93
20年～	30	4	6	6	2	3	6	1	5		5	68
30年～	14	4	3	4	1		3				1	30
40年以上	10	4	1		1	1	1	4			0	22
計	153	45	23	45	9	19	36	25	20	12	14	401
陸上貨物運送事業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
1年未満	15	3	4	2	1	3	4			4	2	38
1年～	26	4	5	3	3	4	4		4	3	1	57
5年～	5	8	5		3		6		5	3	1	36
10年～	14	7	4		4	2	2		3	7	0	43
20年～	11	2	3		1	2	1	1		2	2	25
30年～	10	1	2		1		1			1	1	17
40年以上	1	1				1					0	3
計	82	26	23	5	13	12	18	1	12	20	7	219
林業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
1年未満	1	3		4		6		7		1	0	22
1年～	5	4		11		9		2		2	2	35
5年～	7	1		4		6		2			0	20
10年～		1		6	2	7		2			0	18
20年～	1	1	1			2		2	1		1	9
30年～				1		4	1		1		0	7
40年以上				2		1		1			0	4
計	14	10	1	28	2	35	1	16	2	3	3	115
小売業												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
1年未満	3	24	2	2	2	4	3	11	5	4	4	64
1年～	7	28	4	2		1	6	7	7	5	2	69
5年～	5	25	1	2	2		1	3	7	3	2	51
10年～	9	23	5	2	1	4	4	3	7	5	1	64
20年～	1	8		2		1			4	2	0	18
30年～	6	3		1		1		1	1	1	1	15
40年以上									1		0	1
計	31	111	12	11	5	11	14	25	32	20	10	282
社会福祉施設												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
1年未満	1	8					3		2	11	0	25
1年～	3	28	3			3		3	5	17	2	64
5年～	2	15	2	1		1	2	1	2	11	1	38
10年～	4	17	3				1	1	1	7	2	36
20年～	2	1					1			1	0	5
30年～		5								2	0	7
40年以上		2									0	2
計	12	76	8	1	0	4	7	5	10	49	5	177
飲食店												
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
1年未満	3	5	2				1	2		1	3	17
1年～		5	2	1				7	1	3	4	23
5年～	1	8					1	2			1	13
10年～		2	2					3		1	2	10
20年～	1	2						1			1	5
30年～											0	0
40年以上							1				0	1
計	5	22	6	1	0	0	3	15	1	5	11	69

(人) 【資料図5】 冬季の積雪・凍結による転倒災害の年別の被災者数



(注)12月の数値は前年の12月の死傷者数であり、平成30年は速報値である。

【資料表 11】 11次防及び12次防期間中における熱中症の死傷者数

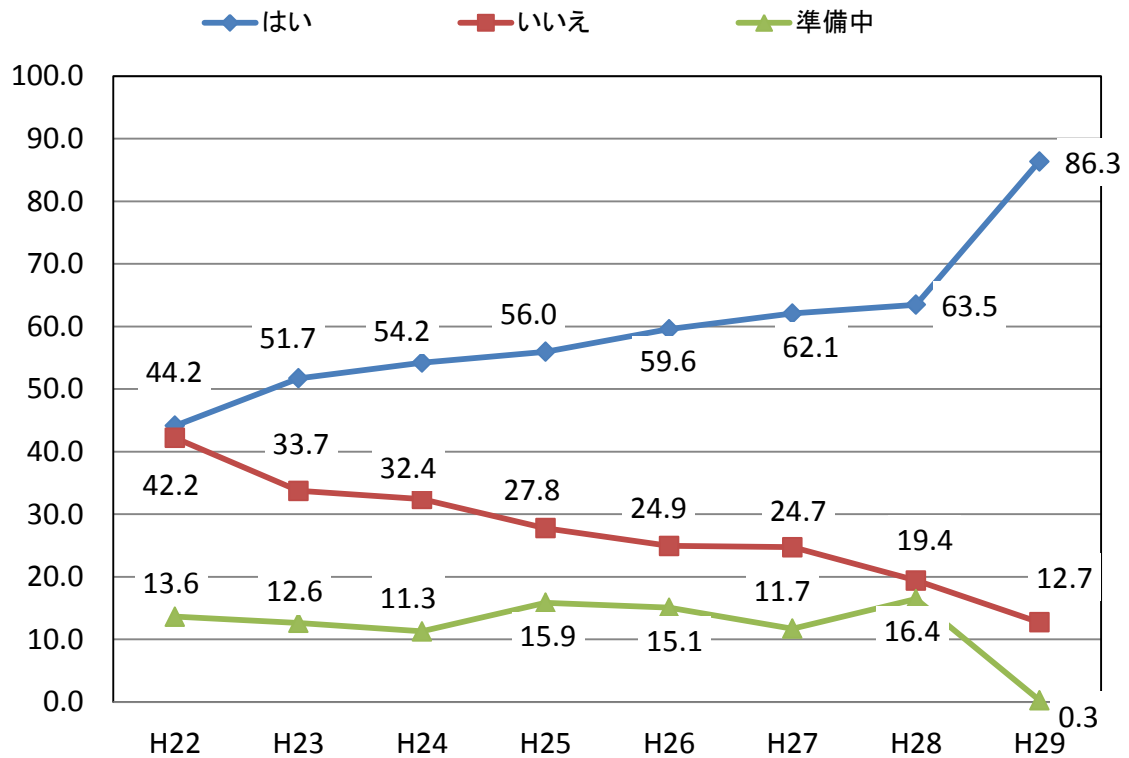
業種	11 次防	12 次防
建設業	6人	3人
製造業	2人	1 人
小売業	0	1 人
社会福祉施設	0	1 人
飲食店	0	0
陸上貨物運送業	0	0
その他の業種	1 人	3人
合計	9人	9人

【資料表 12】 1 1 次防及び 1 2 次防期間中における腰痛症の死傷者数

業種	11 次防	12 次防
建設業	1 人	1 人
製造業	7 人	1 0 人
小売業	1 6 人	9 人
社会福祉施設	1 2 人	2 3 人
飲食店	0 人	2 人
陸上貨物運送業	7 人	2 人
その他の業種	2 9 人	12 人
計	7 2 人	5 9 人

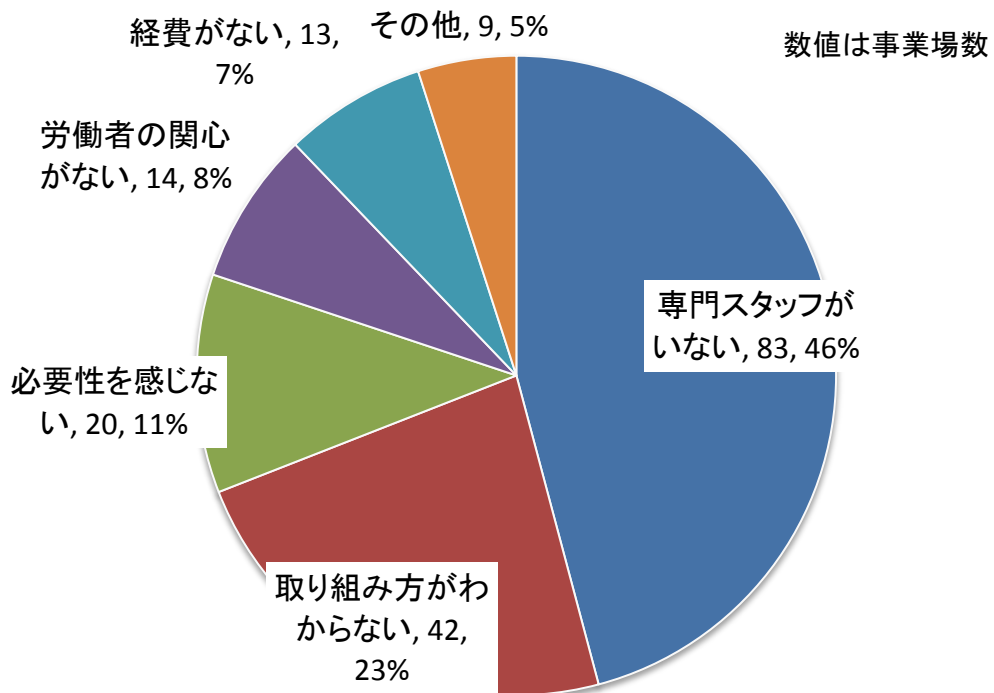
【資料図6】 メンタル対策実施状況(%)

(鳥取県)



【資料図7】 メンタルヘルス対策を実施していない理由

(平成29年度安全衛生管理活動計画書より)



【資料表 13】メンタルヘルスケアの窓口の設置状況

(平成 29 年度安全衛生管理活動計画書より)

	事業場数	労働者数 (人)
社内に設置	207	37,700
社外に設置	15	2,243
社内及び社外に設置	53	6,678
合計	275	46,621

※アンケート対象事業場数(1,127 事業場)の労働者数 91,475 人

仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた
相談窓口先のある労働者の割合 51%

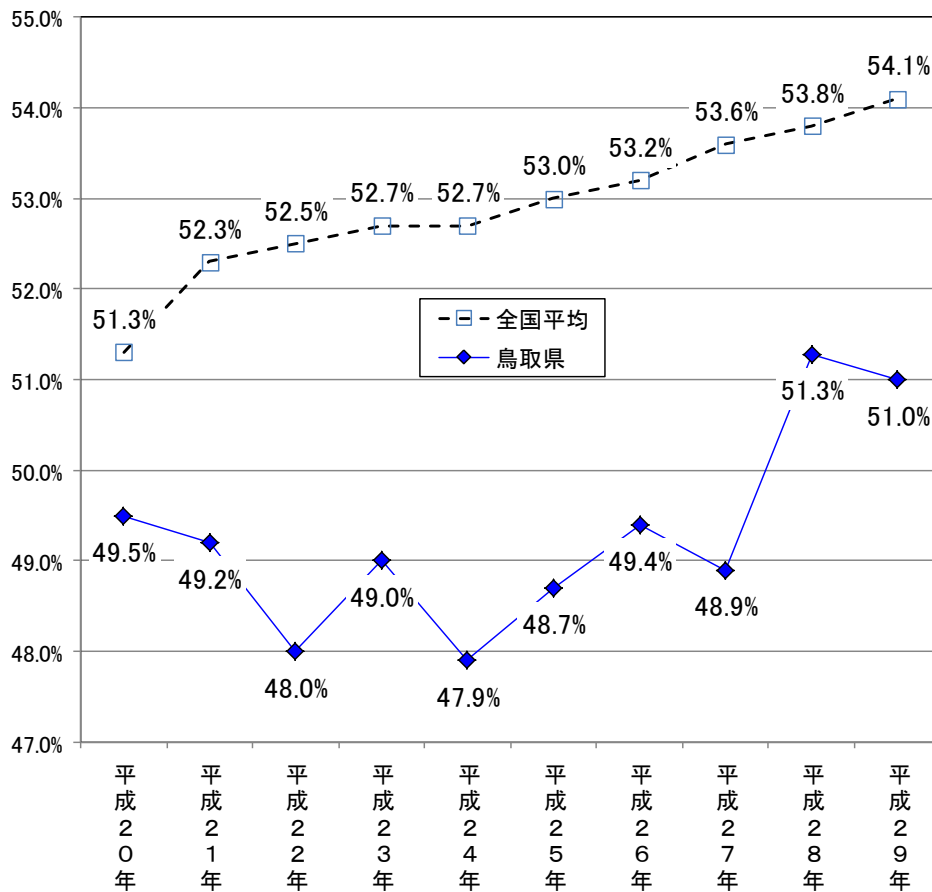
【資料表 14】ストレスチェックに基づく集団分析実施状況

ストレスチェック対象(労働者 50 人以上)事業場数	559
うち、集団分析実施事業場数	310

ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合 56%

【資料表15】一般健康診断の有所見率の推移（鳥取局と全国平均との比較）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国平均	51.3%	52.3%	52.5%	52.7%	52.7%	53.0%	53.2%	53.6%	53.8%	54.1%
鳥取県	49.5%	49.2%	48.0%	49.0%	47.9%	48.7%	49.4%	48.9%	51.3%	51.0%



(注)「定期健康診断結果報告書」(原則労働者50人以上を使用する事業場から提出。)をまとめたものである。